

「かんしんチャレンジ定期預金 ～ 新たな未来へ～ Change Chance Challenge

適用
金利

0.700% (税引後 **0.557%**)

募集
期間

2026年**4月27日**(月)～2026年**9月30日**(水)

ご利用
いただける
お客さま

組合員 (法人・個人)

預入額

100万円以上2,000万円以下 (預入単位1円)

預入
期間

1年 (自動継続) 最初の満期日以降は、店頭表示金利を適用します

預入
原資

新たなご資金のほか、普通預金からの振替に限ります

募集
金額

50億円

詳しい商品概要につきましては、裏面をご覧ください

商品説明書

(令和8年4月27日現在)

1. 商品名 (名称)	・かんしんチャレンジ定期預金～新たな未来へ～						
2. ご利用いただける方	・組合員 (法人・個人)						
3. お預入期間	・1年 (自動継続扱い)						
4. 預入方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額	・証書口・通帳口 / 一括預入 ※新規のご契約・普通預金からの振替に限りです。 ・100万円以上 2,000万円まで						
5. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・年0.700% (税引後0.557%) ※最初の満期日以降は、店頭表示金利を適用します。 ※金利環境の変化等により、適用金利を変更させていただく場合がございます。 ・満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年365日とする日割計算を基に、利息を計算します。						
6. 税金	・利息に対し20%の源泉分離課税 (国税15%、地方税5%) ががかかります。 ※マル優を利用の場合を除きます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税 (国税15.315%、地方税5%) となります。						
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻いたします。						
8. 付加できる特約事項	・マル優のご利用ができます。						
9. 預金保険の適用	・この預金は預金保険の対象であり、預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当組合に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)						
10. 中途解約時のお取り扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、下記の中途解約利率を適用します。期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差を精算します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">解約日までの預入期間</th> <th style="width: 50%;">期限前解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月未満</td> <td style="text-align: center;">解約日の普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの預入期間	期限前解約利率	6か月未満	解約日の普通預金の利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
解約日までの預入期間	期限前解約利率						
6か月未満	解約日の普通預金の利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
11. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問合せください。						
12. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>当組合では、お客さまに一層のご満足いただけるよう、お取引に係る苦情等(※)を受け付けておりますので、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。(※)苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。</p> <p>窓口①【第一勧業信用組合 コンプライアンス・お客さま保護部】</p> <p>●受付日 : 月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関の休業日は除く)</p> <p>●受付時間 : 午前9時～午後5時</p> <p>●電 話 : 03-3358-9447 フリーダイヤル : 0120-009-447</p> <p>なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>●ホームページアドレス https://www.daiichikanshin.com/guideline/</p> <p>窓口②【一般社団法人 東京都信用組合協会 東京地区しんくみ苦情等相談所】</p> <p>●受付日 : 月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関の休業日は除く)</p> <p>●受付時間 : 9:00～12:00 / 13:00～17:00</p> <p>●電 話 : 03-3567-6211</p> <p>●所在地 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5</p> <p>窓口③【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>●受付日 : 月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関の休業日は除く)</p> <p>●受付時間 : 午前9時～午後5時</p> <p>●電 話 : 03-3567-2456</p> <p>●所在地 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5</p> <p>登録金融機関業務に関する苦情は、当組合が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (略称 FINMAC フィンマック)」(電話: 0120-64-5005)でも受け付けています。</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>●東京弁護士会 紛争解決センター (電話: 03-3581-0031)</p> <p>●第一東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3595-8588)</p> <p>●第二東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記第一勧業信用組合コンプライアンス・お客さま保護部または東京地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所の窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲介センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。仲裁センター等では東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停: 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんので、ご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>登録金融機関業務に関する紛争は、当組合が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (略称 FINMAC フィンマック)」でも受け付けています。</p>						